

# 自衛消防業務講習事務規程

制 定	平成20年11月13日	消安セ規程第15号	
改正経過	平成23年3月29日	消安セ規程第10号	一部改正
	平成25年3月1日	消安セ規程第1号	一部改正
	平成26年2月28日	消安セ規程第12号	一部改正
	令和元年10月1日	消安セ規程第13号	一部改正
	令和2年11月1日	消安セ規程第17号	一部改正
	令和6年4月1日	消安セ規程第8号	一部改正
	令和6年10月1日	消安セ規程第18号	一部改正

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の14の規定に基づき、総務大臣の登録講習機関として行う自衛消防業務講習（以下「講習」という。）の事務の実施について必要な事項を定める。

(講習事務実施の基本方針)

第2条 安全センターは、規則及びこれに基づく告示によるほか、この規程に基づき、講習の内容の検討、講習の実施方法、効果測定の評定、修了証の交付（これらの事務に係る苦情処理を含む。）、その他の講習の実施に必要な事務（以下「講習事務」という。）を適確かつ公正に実施するものとする。

(講習事務を取り扱う日及び時間)

第3条 講習事務を取り扱う日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、次に掲げる日に第13条に規定する実施計画による講習を実施することとした場合にあっては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

2 講習事務を取り扱う時間は、午前9時から午後5時までとする。

(講習事務を取り扱う事務所及びその実施地)

第4条 講習事務を取り扱う事務所の所在地は、東京都港区に置き、当該事務所が担当する講習の実施地は日本全域とする。

## 第2章 講習事務の実施体制等

(講習事務の実施体制等)

第5条 安全センター理事長（以下「理事長」という。）は、講習事務を担当役員に統括管理させ、事務局長に指揮監督させるほか、事務局組織規程（昭和50年消安セ規程第1号）に定めるところにより業務部を置き、講習の実施を担当する部門及び修了証の交付を担当する部門の責任者を指名して、講習事務を処理させるものとする。

2 理事長及び担当役員は、講習事務の適確な実施を確保する責任を負うものとする。

(運営委員会)

第6条 講習の運営に関する事項について調査審議するため、別に定めるところにより、安全センターに消防防災関係資格者講習運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

(専門委員会)

第7条 講習用テキストその他の教材、効果測定に係る問題等の作成及び改訂のため、別に定めるところにより、安全センターに自衛消防業務講習教材等作成専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くものとする。

(講師)

第8条 講習の講師は、担当する講習科目について高度な知識及び技術を有し、かつ、講義方法に秀でている等、講師として優れた資質を具備し、一定の専門的資格を有する者のうちから、別に定めるところにより理事長が委嘱する。

2 講師の要件等の細目は、理事長が定める。

(総合訓練登録指導員)

第9条 再講習の総合訓練における総合訓練登録指導員（以下「登録指導員」という。）は、一定の専門的知識を有する者のうちから、別に定めるところにより理事長が登録する。

2 登録指導員の要件等の細目は、理事長が定める。

(講習事務の一部委託)

第10条 安全センターは、講習事務のうち次に掲げる事務を、各都道府県又は指定都市等に存する公益法人等のうち、講習事務の一部を委託するに足りると理事長が認めるもの（以下「事務受託機関」という。）に委託することができる。

(1) 広報に関する事務

(2) 受講申請（再度講習申請を含む。）の受付に関する事務

(3) 受講通知（再度講習通知を含む。）に関する事務

(4) 講習会場の確保及び管理に関する事務

(5) 効果測定に関する事務

(6) その他前各号の事務に付随する事務

2 事務受託機関は、前項各号に掲げる事務の委託を受けた場合には、責任をもってこれらの事務を処理しなければならない。

3 第1項の委託に係る事務の処理に必要な経費は、安全センターが負担する。

4 安全センターは、第1項により委託をしようとする場合には、事務受託機関と委託契約を締結し、講習事務の適確な実施を確保するものとする。

(公平な取扱い)

第11条 安全センターは、講習事務の実施に当たっては、厳正かつ公正を旨とし、講習を受けようとする者のうち特定の者に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(他の業務からの独立性)

第12条 安全センターは、講習事務の実施に当たり、講習事務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(秘密保持義務)

第13条 安全センターの役職員及びこれらのものであった者並びに第10条の規定により安全センターが講習事務を委託した事務受託機関の役職員及びこれらのものであった者は、

講習事務に関して知り得た秘密を漏らし、又盗用してはならない。

- 2 運営委員会及び専門委員会の委員、第8条に規定する講師並びに登録指導員についても、前項の規定を適用する。

### 第3章 講習事務の実施方法

(実施計画)

第14条 安全センターは、毎年度あらかじめ、講習事務の実施計画を作成し、当該計画に基づいて講習を実施するものとする。

(広報)

第15条 安全センターは、講習の日時、場所、受講申請方法その他講習事務の実施に関し必要な事項を、事務受託機関の事務所において閲覧に供するとともに、安全センターのホームページに掲載するものとする。

- 2 安全センターは、都道府県、市町村の消防機関その他関係団体の協力を得て、前項の事項を関係者等に周知するものとする。

(新規講習及び再講習の受講等の申請)

第16条 規則第4条の2の14の規定に基づく講習（以下「新規講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第1号による受講申請書を、新規講習の実施地ごとに安全センターが指定する事務受託機関（以下「申請受付機関」という。）に提出しなければならない。

- 2 新規講習を受けようとする者で、消防法施行規則第4条の2の14第5項の規定に基づき、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号。以下「告示第16号」という。）第3に定める講習科目の一部免除（以下、「講習科目の一部免除」という。）を受けようとする者は、別記様式第2号による科目免除申請書を申請受付機関に提出しなければならない。
- 3 規則第4条の2の14第1項に基づく再講習を受けようとする者は、別記様式第3号による再講習受講申請書を申請受付機関に提出しなければならない。

(受講申請書等の受理及び通知)

第17条 申請受付機関は、前条各項による申請書が提出された場合には、原則的にこれを先着順に受け付けることとし、特定の者について不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 申請受付機関は、申請書の記載事項その他の事項を確認するものとする。
- 3 申請受付機関は、前項により申請書を確認し、新規講習、講習科目の一部免除又は再講習を受けることを承認する場合は、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 申請受付機関は、申請書を受理しない場合又は受理した後、新規講習、講習科目の一部免除又は再講習を受けることを承認しない場合は、理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

(効果測定)

第18条 効果測定は、新規講習にあつては筆記試験とし、再講習にあつては筆記試験及び口述試験とし、出題形式は、択一式その他解答の正誤を客観的に判定できるものとする。

- 2 効果測定の可否の判定基準は、理事長が別に定める。

(結果通知)

第19条 安全センターは、効果測定の合否を判定し、その結果を速やかに効果測定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の場合、安全センターは、効果測定に不合格となった者に対しては、再度必要な講習科目を受ける資格がある旨を併せて通知するものとする。

(修了証の交付)

第20条 安全センターは、前条第1項により合格の判定を受けた者には、規則第4条の2の14第4項に定めるところにより、速やかに修了証を交付するものとする。

(修了証の書換え等)

第21条 安全センターから修了証の交付を受けている者が氏名を変更した場合には、別記様式第4号による修了証書換申請書を安全センターに提出し、修了証の書換えを受けなければならない。

2 安全センターから修了証の交付を受けた者が現住所又は勤務先（勤務先の所在地を含む。）を変更した場合には、別記様式第5号による住所等異動届を安全センターに提出するものとする。

(修了証の再交付)

第22条 安全センターから修了証の交付を受けた者が修了証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合には、別記様式第6号による修了証再交付申請書を安全センターに提出し、修了証の再交付を受けなければならない。

2 修了証を亡失して再交付を受けた者が亡失した修了証を発見した場合には、これを直ちに安全センターに返還しなければならない。

#### 第4章 講習事務に係る手数料

(手数料)

第23条 次の表の左欄各号に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる手数料を安全センターに納付しなければならない。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づき、激甚災害として政令で指定を受けた災害又は激甚災害として政令で指定されることがほぼ確実と認められる災害の被災者については、この規定にかかわらず理事長が定めるところにより、手数料を減免することができるものとする。

手数料を納付すべき者	手数料の額
(1) 新規講習を受けようとする者で、科目免除の対象とならない者及び4時間未満の科目免除を受けようとする者	40,700円
(2) 新規講習を受けようとする者で、4時間以上8時間未満の科目免除を受けようとする者	38,500円
(3) 再講習を受けようとする者	23,300円
(4) 修了証の書換えを受けようとする者	870円
(5) 修了証の再交付を受けようとする者	1,080円

2 前項の手数は、あらかじめ安全センターが指示するところにより、安全センターに払い込むものとする。この場合の払込手数料は納入者の負担とする。

3 納付された手数料は、次に掲げるいずれかの場合を除き、返戻しない。

- (1) 本人の責めに帰すことのできない事故等があった場合
- (2) その他特別の理由があると理事長が認めた場合

## 第5章 雑 則

(財務諸表等の開示)

第24条 講習を受けようとする者その他の利害関係者は、第3条における講習事務を取り扱う日及び時間内において、別記様式第7号による財務諸表等開示請求書を安全センターに提出して、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）の閲覧又は謄写の請求
- (2) 財務諸表等の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等を電磁的に記録した磁気ディスクその他これに準ずる方法による提供の請求

2 前項の請求をする者は、別に定めるところにより安全センターに手数料を納入しなければならない。

(苦情及び異議申立)

第25条 安全センターは、講習事務に関し、講習を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立てがあった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規程に則り、適正に処理するものとする。

(帳簿の管理)

第26条 安全センターは、講習に関する次の事項を記載した帳簿を作成し、保管しなければならない。

- (1) 講習を実施した年月日
- (2) 講習の実施地
- (3) 講習受講者の氏名、本籍、住所及び生年月日
- (4) 修了証の交付の有無
- (5) 修了証の交付年月日及び交付番号

2 前項の帳簿は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により、免状を交付した日から6年間保存しなければならない。

3 帳簿の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示される場合は、当該ファイル又は磁気ディスクにより行うことができる。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、講習事務の実施方法等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成20年11月13日消安セ規程第15号)

この規程は、自衛消防業務講習の実施機関として、総務大臣の登録を受けた日（平成20年12月19日）から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

## 自衛消防業務新規講習受講申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿  自衛消防業務新規講習を受講したいので「講習の手引」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。 なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合には、効果測定の結果にかかわらず資格を失効されてもなから異議を申し立てないことを誓約します。  年 月 日  申請者氏名(自署) -----				受付年月日	
				受講番号	
				科目免除コード番号	
				<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	
フリガナ	生年月日		性別		
氏名	(姓)	(名)	3. 昭和 4. 平成 年 月 日 1 男 2 女		
現住所	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇		TEL ( )		
	都道府県	区市郡	様方		
勤務先	フリガナ	法人名			
	所在地	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇	TEL ( )		
	都道府県	区市郡			
派遣先(常駐先)	フリガナ	勤務する建物名			
	勤務する建物所在地	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇	TEL ( )		
	都道府県	区市郡			
講習修了後の自衛消防組織の役職について（予定される役職にチェックしてください。）					
<input type="checkbox"/> 統括管理者 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長以外の自衛消防要員 <input type="checkbox"/> その他					
受講希望地	第1受講希望日	第2受講希望日	第3受講希望日		
	年 月 日・日	年 月 日・日	年 月 日・日		
交付年月日		交付番号			

注) 裏面にある、留意事項をよく読んで申請してください。

## ＝ 留 意 事 項 ＝

- 1 この申請書に、次の書類を同封してください。
  - (1) 整理票、受講票及びテキスト引換券
  - (2) 返信用封筒1通 (受講通知書返信用)
    - ※申請者の宛名を明記し、110円切手を貼った定形 (長形3号縦23.5cm×横12cm) のもの
    - ※受講申請書類の返信用として使用させていただく場合がございます。
  - (2) 写真1枚 (整理票の所定の位置に貼付)
  - (4) その他、希望する受講地の申請書提出先が指定する書類
- 2 講習の手引をよく読んで、太枠内を正確にもれなく書いてください。また、この申請書の記入事項は、データ入力されますので、楷書で正しく記入してください。
 

なお、申請書記入事項のうち、「勤務先」欄には、現在、所属する勤務先名、所在地を記入してください。また、派遣先 (常駐先) 欄には、派遣又は常駐先の建物名及びその所在地を記入してください。

氏名が変更になった方は、変更事項を証明できる住民票、戸籍抄本等の公的書類の写しが必要です。
- 3 ご記入いただいた情報は、自衛消防業務講習事業における名簿・修了証等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

注) 東京都で実施する講習は、一般社団法人東京防災設備保守協会の指定する受講申請書をご利用ください。

なお、受講申請書は一般社団法人東京防災設備保守協会ホームページからダウンロードすることができます (URL : <http://www.hosyu-kyokai.or.jp/>)。

### 自衛消防業務新規講習受講申請書

(申請書の記入例)

一般財団法人日本消防設備安全センター 理事長 殿  自衛消防業務新規講習を受講したいので「講習の手引」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。 なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合には、効果測定の結果にかかわらず資格を失効されてもなんら異議を申し立てないことを誓約します。  令和00年00月00日		受付年月日  受講番号  科目免除コード番号			
申請者氏名 (自署) <b>安全太郎</b>					
フリガナ	氏名	生年月日	性別	(3) 昭和 45年08月03日	(1) 男 2 女
安全太郎	安全太郎	45年08月03日	男	45年08月03日	男
〒20600124	千葉県千葉市稲毛区穴川100 穴川荘2号	TEL 043 ( 300 ) 0001	様方		
千葉県千葉市稲毛区穴川100 穴川荘2号	ニホンショウボウセツピカブシキガイシャ 千バシチン				
勤務先	法人名	日本消防設備株式会社 千葉支店			
〒2630033	所在地	TEL 043 ( 300 ) 0002			
千葉県千葉市稲毛区稲毛1000	千葉 千葉 稲毛区 稲毛1000				
派遣先	フリガナ	ニホンバシカブシキガイシャ			
常駐先	勤務する建物名	日本橋株式会社			
〒1110010	勤務する建物名	日本橋ビル			
東京都港区台場10-10	勤務する建物名	TEL 03 ( 0000 ) 0000			
講習修了後の自衛消防組織の役職について (予定される役職にチェックしてください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 統括管理者 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長以外の自衛消防要員 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 第1受講希望日 <input type="checkbox"/> 第2受講希望日 <input type="checkbox"/> 第3受講希望日				
千葉県	受講希望地	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日
00年00月00日	交付年月日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日



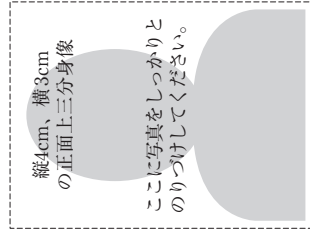
+

自衛消防業務新規講習  
整理票

受講番号	
受講地	
科目免除	有・無

フリガナ		男・女	
氏名		性別	日生
生年月日	昭和 平成	年 月 日	（満 歳）
受講月日		月 日 ~	月 日

写真貼付欄



（6カ月以内に撮影したもの）

年	月	撮影
---	---	----

出席状況	
第1日	第2日

\*太線内のみ記入してください。

✂ 申請受付機関で切り取ります

+

自衛消防業務新規講習  
受講票

受講番号	
受講地	
科目免除	有・無

氏名		男・女	
生年月日	昭和 平成	年 月 日	日生

受講年月日	
第1日	年 月 日
第2日	年 月 日

出席証	
第1日	
第2日	

◎受付で出席のチェックを受けてください。  
◎欠席、遅刻は認められませんので、時間を厳守してください。

+

自衛消防業務新規講習  
テキスト引換券

受講番号		氏名	
受講地			
科目免除	有・無		

受講料振替払込受付証明書貼付欄

コピーしたものは不可

(注) 受講料は、受講申請後にお送りする「受講料振替払込書」で払込んでいただきますので、受講申請の際にはこの欄に「受講料振替払込受付証明書」を貼付する必要があります。

- 1 受講通知に同封の振替払込書により払い込み後、振替払込受付証明書（コピー不可）を枠内にのりづけしてください。
- 2 テキストは、この引換券と引換えに講習会場で配付します。
- 3 振替払込受付証明書を貼付していない場合は受講できません。

✂ テキスト引換のときまで切り取らないでください

## 自衛消防業務講習科目免除申請書

年 月 日

一般財団法人 日本消防設備安全センター理事長 殿

現住所

氏 名

次のとおり講習科目の一部免除を申請します。

## 1 科目免除を希望する講習

受講地	都道府県	講習年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	------	-------	---------------

## 2 免除理由

科目免除コード番号	科目免除の条件(該当コード番号を○で囲んでください。)	免除科目	免除時間計
B071	甲種防火管理講習の課程及び防災管理に関する講習の課程の両方を修了している。	<ul style="list-style-type: none"><li>・防火管理及び防災管理の意義及び制度(3時間)</li><li>・自衛消防組織並びにその統括管理者及び要員の役割と責任(3時間)</li><li>・防災設備等に関する知識(1時間)</li></ul>	7時間

- 備考 1 それぞれの講習の修了証の写しを同封してください。  
2 効果測定科目免除はありません。全科目を受ける必要がありますのでご注意ください。

## 自衛消防業務再講習受講申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿							受付年月日	
自衛消防業務再講習を受講したいので「再講習受講案内」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。							受講番号	
なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合には、効果測定の結果にかかわらず資格を失効されてもなんら異議を申し立てないことを誓約します。								
年 月 日								
申請者氏名(自署)								
フリガナ		変更			生年月日		性別	
氏名	あり	(姓)	(名)		3. 昭和	年	月	日
	なし			4. 平成	1 男			
現住所		〒		TEL ( )				
		都道府県		区市郡				
勤務先	フリガナ							
	法人名							
所在地	〒		TEL ( )					
	都道府県		区市郡					
派遣先(常駐先)	フリガナ							
	勤務する建物名							
建物所在地	〒		TEL ( )					
	都道府県		区市郡					
自衛消防業務講習修了証(修了証の写しを同封してください。)								
市町村消防長名又は登録講習機関名					交付年月日	年 月 日		
					修了証番号	第 号		
現在の自衛消防組織の役職について(現在の役職にチェックしてください。)								
<input type="checkbox"/> 統括管理者 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長 <input type="checkbox"/> 本部隊の班長以外の自衛消防要員 <input type="checkbox"/> その他								
受講希望地		第1受講希望日		第2受講希望日		第3受講希望日		
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
交付年月日				交付番号				

注) 裏面にある、留意事項をよく読んで申請してください。

## = 留意事項 =

1 この申請書に、次の書類を同封してください。

- (1) 自衛消防業務講習修了証の写し
- (2) 整理票、受講票及びテキスト引換券
- (3) 写真1枚(整理票の所定の位置に貼付)
- (4) 返信用封筒1通(受講通知書返信用)

※申請者の宛名を明記し、**110円切手**を貼った定形(長形3号縦23.5cm×横12cm)のもの

- (4) その他、希望する受講地の申請書提出先が指定する書類

2 再講習受講案内をよく読んで、太枠内を正確にもれなく書いてください。また、この**申請書の記入事項は、データ入力されますので、楷書で正しく記入してください。**

なお、申請書記入事項のうち、「勤務先」欄には、現在、所属する勤務先名、所在地を記入してください。また、派遣先(常駐先)欄には、派遣又は常駐先の建物名及びその所在地を記入してください。

氏名が変更になった方は、変更事項を証明できる住民票、戸籍抄本等の公的書類の写しが必要です。

3 ご記入いただいた情報は、自衛消防業務講習事業における名簿・修了証等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

注) 東京都で実施する再講習は、一般社団法人東京防災設備保守協会の指定する受講申請書をご利用ください。

なお、受講申請書は一般社団法人東京防災設備保守協会ホームページからダウンロードすることができます。(URL : <http://www.hosyu-kyokai.or.jp/>)

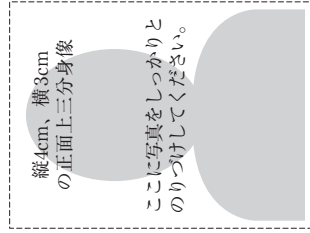
+

自衛消防業務再講習  
整理票

受講番号	
受講地	

フリガナ		性別	男・女
氏名		性別	男・女
生年月日	昭和 平成	年月	日生 (満 歳)
受講 月日		月	日

写真貼付欄



(6カ月以内に撮影したもの)

年	月	撮影
---	---	----

出欠状況

--

\*太線内のみ記入してください。

+

自衛消防業務再講習  
受講票

受講番号	
受講地	

氏名		性別	男・女
生年月日	昭和 平成	年月	日生

受講	年	月	日
	年	月	日

出席証

--

- ◎受付で出席のチェックを受けてください。
- ◎欠席、遅刻は認められませんので、時間を厳守してください。

+

自衛消防業務再講習  
テキスト引換券

受講番号		氏名	
受講地			

受講料振替払込受付証明書貼付欄

コピーしたものは不可

\* 申請書提出の際は、この欄に貼付は必要ありません。

- 1 申請後、受講が認められた方に受講通知を送付しますので受講通知に同封の振替払込書により払い込み後、振替払込受付証明書(コピー不可)を枠内にのりづけしてください。
- 2 テキストは、この引換券と引換えに講習会場で配付します。
- 3 振替払込受付証明書を貼付していない場合は受講できません。

※テキスト引換のときまで切り取らないでください

## 自衛消防業務講習修了証書換申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿  
 下記のとおり自衛消防業務講習修了証の書換を申請します。

年 月 日

申請者氏名 (自署)

申請者	フリガナ		生年月日	性別
	氏名		昭和 平成 年 月 日	男 女
	住所	〒 都道府県	(TEL - - )	
	勤務先名		(TEL - - )	
修了証	交付年月日		交付番号	
	年 月 日			
書換事項	新内容		旧内容	
	フリガナ			
	氏名			

## 備考

- 1 太枠の中だけ記入してください。
- 2 修了証書換手数料の振替払込受付証明書を裏面に貼付してください。
- 3 書換事項を証明できる公的証明書類の写しを1部添付してください。  
 (住民票・運転免許証・健康保険証等) ※6か月以内に交付されたもの。
- 4 書換事項は新旧の内容を記入してください。

受付年月日	受付番号	手数料確認欄	書換 (発送) 年月日		
年 月 日	第 号		決 裁		
			部長	調査役	担当

## 自衛消防業務講習修了証書換申請上の留意事項

### 1 申請書の受理に必要な書類等

- (1) **自衛消防業務講習修了証書換申請書** 黒インク又は黒ボールペンで記入してください  
(下の枠線部分にのりで貼付してください)
- (2) **修了証書換手数料の振替払込受付証明書**
- (3) **書換えに係る自衛消防業務講習修了証**
- (4) **書換事項を証明する公的証明書類の写し** (6か月以内に交付された住民票、運転免許証、又は健康保険証等)
- (5) **返送用封筒 1通** 定形サイズ（23.5×12cm長形3号）にお受け取りの宛名を明記し、**460円分の切手**（簡易書留郵便扱い）を貼付したもの

※ 他種別の免状を同時申請し、同封する場合でも添付する切手料金は変わりません。

### 2 免状書換手数料

手数料は、**870円（消費税込）**となります。

指定の払込取扱票によりお近くの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み、振替払込受付証明書を貼付してください。

### 3 申請方法

郵送にて一式お送りください。

**申請書送付先**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16  
日本消防会館10階  
一般財団法人日本消防設備安全センター  
業務部 講習課

TEL 03-5422-1593

振替払込受付証明書(お客さま用)  
貼付位置

はがれないように全体に  
しっかり貼ってください。

のりしろ

### 4 新修了証の送付

申請書を受理してから  
概ね30日以内に郵送します。

## 自衛消防業務講習修了者住所等異動届

年 月 日

修了証	交付年月日						交付番号					
				年								
氏名	フリガナ							生年月日	年号	年	月	日
	漢字								昭和			
変更事項	現住所	コード	〒	都道府県		区市郡	(TEL — — )					
		1:1:1										
勤務先名	勤務先所在地	コード	〒	都道府県		区市郡	(TEL — — )					
		1:2:1										
処理欄	受付年月日	データ渡し年月日	担 当	備 考								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 太枠内を楷書で正確にもれなく記入してください。
- 3 変更内容にかかわらず「修了証」、「氏名」、「生年月日」欄は、必ず記入してください。
- 4 「生年月日」欄の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。
- 5 自衛消防業務講習修了証のコピーを同封してください。
- 6 再講習受講案内の発送時期によっては前住所宛に郵送される場合がございます。
- 7 ご記入いただいた情報は、データベースの作成、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

送付先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階  
 一般財団法人 日本消防設備安全センター 業務部 講習課  
 TEL 03-5422-1593  
 FAX 03-5422-1584

※ 再講習受講案内を必要とする方は、受取人の住所・氏名を明記し、180円切手を貼付した返信用封筒（角形2号封筒）1通を安全センター業務部講習課宛にお送りください。



## 自衛消防業務修了証再交付申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿

下記のとおり自衛消防業務講習修了証の再交付を申請します。

年 月 日

申請者氏名 (自署)

申請者	フリガナ		生年月日	性別
	氏名		昭和 平成 年 月 日	男 女
	現住所	〒 都道府県 (TEL - - )		
	勤務先名	(TEL - - )		
修了証	交付年月日		交付番号	
	年 月 日			
前回再講習 受講状況	受講地 (都道府県)		受講年月日	
	都道府県		年 月 日	
再交付理由	1. 亡失 ・ 滅失 2. 汚損 ・ 破損 ( 該当番号を○で 囲んでくださ             )		再交付理由の生じた状況	

備考

- 1 太枠内の分かる範囲を記入してください。
- 2 修了証再交付手数料の振替払込受付証明書を裏面に貼付してください。
- 3 汚損・破損の場合は当該免状を添付してください。
- 4 裏面の留意事項をよく読んで記入してください。

受付年月日	受付番号	手数料確認欄	再交付 (発送) 年月日		
年 月 日	第 号				
			決 裁		
			部長	課長	担当

## 自衛消防業務講習修了証再交付申請上の留意事項

### 1 申請に必要な書類等

- (1) **自衛消防業務講習修了証再交付申請書** 黒インク又は黒ボールペンで記入してください
- (2) **修了証再交付手数料の振替払込受付証明書**（下の枠線部分にのりで貼付してください）
- (3) **返送用封筒 1通** 定形サイズ（23.5×12cm長形3号）にお受け取りの宛名を明記し、  
**460円分の切手**（簡易書留郵便扱い）を貼付したもの

- ※ 他種別の免状を同時申請し、同封する場合でも添付する切手料金は変わりません。
- ※ 破損又は汚損したことにより再交付をご申請する場合は、当該修了証を同封し、書留又は簡易書留にてお送りください。

### 2 修了証再交付手数料

手数料は、**1,080円（消費税込）**となります。

指定の払込取扱票によりお近くの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み、振替払込受付証明書を貼付してください。

### 3 申請方法

郵送にて一式お送りください。

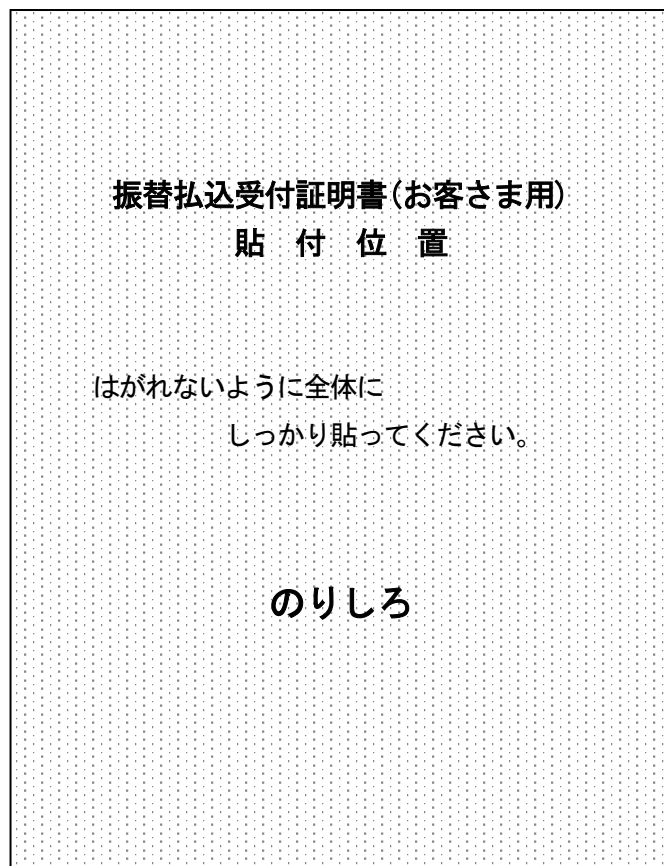
**申請書送付先**

**〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16**  
**日本消防会館10階**  
**一般財団法人日本消防設備安全センター**  
**業務部 講習課**

TEL 03-5422-1593

### 4 新修了証の送付

申請書を受理してから  
概ね30日以内に郵送します。



## 財務諸表等開示請求書

一般財団法人日本消防設備安全センター 理事長 殿

年 月 日

(請求者)	氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の役職・氏名)	
	住所又は居所(法人その他の団体にあつてはその所在地)及び電話番号	〒 TEL
	連絡先(上記以外を連絡先とする場合に記入)	氏名  TEL

一般財団法人日本消防設備安全センター自衛消防業務講習事務規程第27条に基づき、下記のとおり財務諸表等の開示を請求します。

### 記

1 請求する財務諸表等の種類(請求するものを○で囲んでください。)

① 貸借対照表	② 正味財産増減計算書	③ 事業報告書
---------	-------------	---------

2 希望する開示の方法(希望するものを○で囲んでください。)

① 閲覧	② 書面による開示	③ CDによる開示	④ その他
------	-----------	-----------	-------

### (受付欄)

手数料の額	同左入金日	処理者印	確認印	備考
円	年 月 日			